

令和2年度伊予市社会福祉協議会事業計画

《基本方針》

国内の各地域において、人びとの暮らしや地域のあり方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現を目指した取り組みが行われています。

一方、地域社会を取り巻く環境の変化は大きく、少子高齢化と人口減少、地域や家庭のつながりの希薄化、悪質商法による被害、多発する自然災害や感染症対策など、多方面への対応が求められています。

このような中、地域共生社会の中心的な担い手としての役割を果たすよう、地域が抱えるさまざまな課題の収集と分析や社会資源の発掘と合わせて、これまで培ってきた関係機関・団体等とのネットワークと社協の持つ専門性を活かし、人と人との支え合いや新たな仕組みづくりによって、課題の解決に取り組むこととします。

本年度においては、次の重点目標を掲げて活動を推進します。

○重点目標Ⅰ　包括的な相談支援体制づくり

生活困窮者自立支援事業を核として、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業や生活福祉資金貸付事業の地域福祉の事業だけでなく、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、障害者相談支援事業所、訪問介護と障害者居宅介護、また、各生きがい活動センター等の介護関係の事業も一体となって、生活上の困りごとを抱えておられる市民の皆様の相談を受ける窓口となり、その解決に向けて支援を行っていきます。

そして、ちょっとした困りごとから専門的な相談まで、気軽に相談でき信頼される窓口となるように努めます。

また、各関係機関や事業者等との連携を深め、分野を超えたネットワークづくりを進めます。

○重点目標Ⅱ　住民主体の地域福祉の推進

住民が主体となって各地区それぞれの課題解決に向け、共に取り組み支え合う活動を推進します。

市内には住民に身近な存在として南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の6つの地区社協があり、地域特性やニーズに応じた活動を行っていることから、関係機関団体等とも含めた連携協働体制を強化するとともに、活動をより活性化できるよう支援します。

また、新たな活動に取り組めるよう情報提供や関係者との協議等を行います。

○重点目標Ⅲ 在宅福祉サービスの充実

高齢者や障がい者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、行政や民生児童委員、高齢者見守り員等との連携を深め、平常時からの見守りネットワークや要援護者の支援を推進します。

また、介護保険サービスや障害福祉サービス等の実施において、常に質の高い最適なサービスが提供できるよう努めるとともに、ノーリフティングにより介護される側・する側双方において安全で安心なケアを実施し、地域での活用をすすめます。

今年度から取り組む、じゅらく・双海の生きがい活動センター等において、市内の介護予防拠点施設として各種事業を実施します。

《実施事業》

1 社協運営事業

① 法人運営事業	(市補助・単独事業)
理事会・評議員会を開催し、それぞれ異なった立場からの指導、助言により社協運営の発展に努めます。 また、監査を実施して、事務及び事業の適正化を図ります。 公的な立場にある社会福祉法人として、積極的に情報公開等を行います。	
② 社協運営補助事業	(市補助・単独事業)
福祉活動専門員が、本会の中心となって地域福祉事業に従事します。 計画的な人材育成及び職員のスキルアップを図り、市民に信頼される社協づくりに努めます。 南山崎・中村・郡中・上野・中山・双海の 6 つの地区社協に対して、社協職員が各地区を担当し、それぞれ地域特性に応じた活動を支援します。 地域と連携した福祉教育を推進します。	
③ 独自運営事業	(単独事業)
・社協が地域福祉を推進する上で重要な会費の意義やその使途について啓発し、会員制度及び会費納入に関する市民の理解を深めます。 《目標額》 5, 878千円 (一般会員:年会費 500円 特別会員:年会費 2,000円) ・社協だより(年6回発行)やホームページで、社協の取り組みの報告や事業参加への呼びかけ、また市民の各種活動情報をお知らせするとともに、財務状況等の公開も行います。 ・「あいみん。」の着ぐるみを活用し市内のイベント等で伊予市社協をPRします。 ・社会福祉大会とボランティアフェスティバルを併せた福祉まつり「あい・愛フェスタ」を開催します。市民のボランティア活動への参加促進を図り、ボランティア関係者の交流を深め協働促進を目指します。	

<p>《主な内容》 社会福祉に貢献された方の顕彰、記念講演、ボランティアグループの発表、展示・体験コーナー、各種団体によるバザーなど</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で介護を受けているおおむね 65 歳以上の高齢者及び身体障害者手帳の所持者に対し、車椅子、ポータブルトイレ等の福祉機器を必要に応じて貸し出します。 <p>(利用料:1日10円。但し、身体障害者手帳1・2級保持者は、無料。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出困難な高齢者及び障がい者等に福祉車両を貸し出し、利用者の社会参加と福祉の向上を図ります。 <p>《貸出車両》 伊予事務所 2台 中山・双海事務所 各1台(車椅子対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域公益活動を実施し、その推進のため法人連携を行います。

2 地域福祉事業

① 福祉サービス利用援助事業	(市補助・県社協受託事業)
日常生活上の判断が困難になった方に対しての各種相談に応じるとともに、福祉サービスを受けるための手続きや各種申請・金銭管理等を代行します。	サービス提供に当たっては、社協内での連携を強化し、他の各相談支援事業所や地域包括支援センター、福祉課等関係機関との連携も密にし、利用者が地域で安心して暮らせるよう支援します。
② 法人後見事業	(市補助・事業収入事業)
疾病や障がい等で日常生活上の判断能力が不十分になった場合に、財産管理や契約等において不利益を被ることがないよう、社協が成年後見制度に基づき後見人等を受任し、補助・保佐・後見の支援を行います。	社協としての相談支援体制整備により基盤を厚くして事業に取り組み、制度の周知や、各関係機関等との連携の強化を図ります。
③ 民生児童委員協議会運営事業	(市補助事業)
民生児童委員は、地域に暮らす身近な相談相手として、さまざまな課題を抱える高齢者や障がい者、子育て世帯等のニーズを行政や専門機関につなぎ、解決に結びつける役割を担っています。このため、組織の基盤強化に向け積極的に研修会を開催するなどして資質向上を図るとともに、行政や地域関係者との連携による要援護者支援及び小地域ネットワーク推進等の支援を行います。	令和元年に一斉改選が行われたため新任委員へのサポート等にも力を入れます。
④ 共同募金事業	(共同募金事業)
一人でも多くの方に募金活動に参加していただけるよう広報啓発に努めるとともに、ボランティアの方々の協力を得て法人募金や街頭募金等を行います。また、福祉団体等への固定配分や「ささえあい活動支援事業」による公募配分、あるいは「歳末ふれあいの集い」への助成など募金の有効に活用されるよう周知や啓発をします。	《赤い羽根共同募金目標額》 7, 200千円 (戸別募金:1口 500円)

《歳末たすけあい募金目標額》 3,450千円 (戸別募金:1口 300円)	
⑤ 生活福祉資金貸付事業	(県社協受託事業)
<p>低所得者等の生活の安定、向上を目的に、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金及び不動産担保型生活資金等の貸付けと組み合わせて世帯の問題を解決するための相談支援を行うとともに、行政や民生児童委員等との連携により地域での暮らしを支えます。</p>	
⑥ まごころ銀行運営事業	(単独事業)
<p>市民から寄せられたご芳志を、地域の福祉事業に活用させていただきます。寄付は減少傾向にあるため広報啓発に努めるとともに、その使途については、まごころ銀行運営委員会で協議し、地区社協への助成など有効活用を図ります。</p>	
⑦ 生活困窮者自立支援事業	(市受託事業)
<p>社協の相談支援事業の中心としての位置づけから、どの部署でも生活困窮者からの相談を受けてこの事業につなげ、多様な課題の解決に向けた各種支援が計画的かつ包括的に行われるよう自立支援計画を策定するとともに、その実現のために伴走型の支援を行い、関係機関との連携や社協内での体制強化をします。また、アウトリーチにより支援が必要な方が見過ごされることのないようにします。</p> <p>各種研修会に参加して職員の相談支援能力の向上に努めます。</p> <p>制度定着に向け一層の広報啓発に努めます。</p>	
⑧ 心配ごと相談事業	(単独事業)
<p>市内全体の相談事業の一端を担い弁護士等の専門家による無料相談を設け、市民の幅広いニーズに応えられる体制整備に努めます。</p> <p>《弁護士相談》 ボランティアセンター:毎月第1・第3水曜日 《行政書士相談》 ボランティアセンター:毎月第2金曜日 《税理士相談》 ボランティアセンター:毎月第2・第4火曜日</p>	
⑨ 高齢者見守り員設置事業	(市受託事業)
<p>市内の65歳以上の人々暮らし高齢者等の見守りを行っていますが、社協だよりなどで制度の一層の周知に努めます。</p> <p>市や同じ地区を担当する民生児童委員との連携により対象者を出来る限り把握し、不測の事態を未然に防止するための普段の見守りや相談支援を行なうとともに、関係機関等とも連携しながら事故や悪質商法等の防止に取り組みます。</p> <p>また、見守り員のスキルアップや情報共有のため地区毎の定例会や全体研修会を開催します。</p>	
⑩ ふれあい・いきいきサロン事業	(市受託事業)
<p>地域住民が主体となって取り組む自主的な活動で、高齢者の仲間づくりや交流の場作りをすることで、孤独感の解消や閉じこもり防止など介護予防を図っています。地域で開催するサロンの開催支援と新規サロンの開設促進及び世話人研修会や代表者等の情報交換を行いサロン活動の充実を図ります。</p> <p>なお、世話人研修会では、簡単で気軽に取り入れられる内容のものを実施するよう</p>	

にして、各サロンに持ち帰れるようその充実に努めます。

⑪ ボランティアセンター事業 (市受託単独事業)

地域共生社会の実現のためにボランティアは重要とされています。

地域住民のボランティア活動への関心を高めるため各種講座を開催します。

地域で活動するボランティア及び団体の把握に努め、ボランティア間のつながり、また、ボランティア連絡協議会の充実や支援体制の強化を図ります。

近年増加する大規模災害に対応するため、災害ボランティアセンターの設置訓練等、体制整備を図り、併せて地域と連携した避難訓練を実施し、また、福祉教育に取り組みます。

⑫ じゅらく生きがい活動センター事業 (市指定管理事業)

介護予防拠点施設として、レクリエーションや機能訓練を行い健康増進や筋力維持をし、楽しく明るい生活を営めるようにすることを目的として事業を実施します。

認知症予防のスマイルクラブや機能アップ教室等、また介護保険を利用しないデイサービスと生きがいを高める活動など、様々な事業を行います。

水曜の午前中には1回200円で入浴していただけます。

⑬ 双海生きがい活動センター事業 (市指定管理事業)

じゅらくと同じく、介護予防拠点施設として事業を実施します。

認知症予防のスマイルクラブや機能アップ教室等の様々な事業を行います。

月曜、水曜、金曜は1回200円で入浴していただけます。

⑭ 下灘老人憩の家運営事業 (市指定管理事業)

高齢者の健康の増進と教養の向上を図る、憩の家を運営します。

認知症予防のスマイルクラブなどの事業も行います。

月曜、水曜、金曜の午前中は1回200円で入浴していただけます。

3 在宅介護事業

① 在宅介護支援センター事業 (独自事業)

介護が必要、もしくは必要となりつつある高齢者やご家族の介護に関する相談窓口として、制度の説明やサービス等について必要な情報提供等の支援を行います。また、各種のサービスが利用できるよう、地域包括支援センター等の関係機関や事業所等との連絡調整を行います。

② 居宅介護予防支援事業 (市受託事業)

伊予・双海の2事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、伊予市地域包括支援センターからの委託を受け、要支援者や介護予防・日常生活支援総合事業対象者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤4名の体制です。

③ 伊予市子育て支援ヘルパー派遣事業 (市受託事業)

妊娠中や1歳未満のお子さんがいるご家庭にホームヘルパーを派遣し、家事や育児の支援によって養育者的心身の安定と育児不安の解消、負担の軽減を図ります。

④ 伊予市一般介護予防事業 (市受託事業)

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことが出来るよう、認知症予防教室等を実施します。

4 介護保険事業

① 居宅介護支援事業	(介護保険事業)
伊予・双海の2事業所の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、要介護者のケアマネジメント(ケアプラン作成等)を行います。常勤4名の体制です。	
② 訪問介護事業	(介護保険事業、介護予防・日常生活支援総合事業)
訪問介護員(介護福祉士等)が、在宅の要介護者や要支援者及び介護予防・日常生活支援総合事業対象者ご家庭を訪問し、食事・入浴・排せつ介助などの身体介護や炊事・洗たく・掃除などの生活援助を行います。伊予・中山・双海の3事業所で常勤6名・非常勤20名の体制でサービスを提供します。	

5 障害支援事業

① 障害者居宅介護事業(ホームヘルプ)	(自立支援給付事業)
障がい者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、ホームヘルパーが各家庭を訪問し、入浴や排せつ、食事の介助をはじめ、生活全般にわたる援助を行います。	
また、視覚障がい等により移動が困難な方の外出時に同行し、必要な情報の提供や移動時の援護を行います。	
② 障害児・者計画相談支援事業	(自立支援給付事業)
障がい者及び障がい児等から日常生活に対する意向や悩み等の相談を受け、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、利用者が自らの選択に基づく適切な障害福祉サービス等を、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう計画策定を支援します。また、定期的にサービス利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。	
③ 障害者相談支援事業	(市受託事業)
障がい者等からの日常生活上の各種相談に対し、必要な情報の提供及び助言その他障害福祉サービス利用等の支援を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、自立と社会参加の促進を図ります。	
市の基幹相談支援センターとして、相談支援専門員3名でその中核を担い市全体のサービス向上を図ります。	
④ 障害者移動支援事業	(市受託事業)
ホームヘルパーが、屋外での移動が困難な障がい者等に対し、社会生活をおくる上で必要不可欠な外出や余暇活動等への社会参加のための外出支援を行います。	